

いのちのとりで裁判 全国アクション 入会の呼びかけ

いのちのとりで裁判全国アクション共同代表

雨宮 処凛 (作家)

安形 義弘 (全国生活と健康を守る会連合会 会長)

稲葉 剛 (住まいの貧困に取り組むネットワーク 世話人)

尾藤 廣喜 (弁護士)

井上 英夫 (金沢大学名誉教授)

藤井 克徳 (NPO 法人日本障害者協議会 代表)

2013年、平均6.5%・最大10%の生活扶助基準の引き下げが決められ、既に3回に分けて実行されました。この史上最大の生活保護基準引き下げに対しては、現在、全国27都道府県にて920名を超える原告が違憲訴訟を提起し、国・自治体を相手に裁判で闘っています。

生活保護制度は憲法25条が定める生存権保障の岩盤をなす制度であり、生活保護基準は最低賃金、国民健康保険料の減免基準等、さまざまな制度の基準と連動しています。生活保護バッシングを経て、社会保障費削減の突破口として位置づけられてきた生活保護改悪に対する闘いは、社会保障全体の削減を阻止し、その充実を求めていくことに繋がると私たちは考えています。

昨年開催された「人間らしく生きたい 守ろう憲法25条 10.28生活保護アクション in 日比谷」には幅広い著名人、団体の賛同・協力を得て、4000人が日比谷野外音楽堂に参集しました。その成果をふまえ、全国で闘われている上記の違憲訴訟を勝利に導くために、11月7日、220人の当事者・支援者が参加して、いのちのとりで裁判全国アクションを立ち上げました。当面する活動方針、会則、人事などが設立総会にて承認され、本格的に活動を展開していくこととなります。今後、生活保護基準という「命の砦」を守り、より良いものにしていくことで、すべての人の命と生活を守る運動に広がっていきます。

ついては、ぜひとも皆さまのお力をお貸しいただきたく、ご入会を検討いただきますよう、何とぞよろしくごお願い申し上げます。

<入会の手続き>

- ① 別紙、入会申込書にご記入の上、事務局までファクスか、メールでお送りください。
- ② 合わせて、年会費を下記口座までご入金ください。振込控えをもって領収証に代えさせていただきます。

<口座>

○ゆうちょ銀行

記号番号 14070-49720311 / 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合

【店名】 408 (読み ヨンゼロハチ) 【店番】 408

【預金種目】 普通預金 【口座番号】 4972031

(いのちのとりで裁判全国アクション事務局)

〒530-0047 大阪市北区天満 3-14-16 西天満パークビル 3号館 7階

あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎

電話 06-6363-3310 / ファクス 06-6363-3320

いのちのとりで裁判 全国アクション 入会申し込み書

201 年 月 日

この会の目的に賛同し、会費を添えて入会を申し込みます。

(個人の場合)

ふりがな	
お名前	
職業・所属	

(団体の場合)

団体名	
ふりがな	
担当者のお名前	

申込口数	口	円
住所	〒 ー	
電話番号		
ファクス		
Eメールアドレス		
ニュース等は「メール」での送付にご協力ください。 どうしても郵送をご希望の方は、○をご記入ください。		

○個人会員は年会費1口500円、団体は年会費1口1,000円です。できるだけ多くの口数のご協力をお願いいたします。なお、年会費は4月1日から翌年3月31日を単位としております。

○Eメールアドレスは丁寧に分かり易い字でご記入ください。

○氏名・住所等は本会の目的以外では使用しません。

(いのちのとりで裁判全国アクション事務局)

〒530-0047 大阪市北区天満 3-14-16 西天満パークビル 3号館 7階

あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎

電話 06-6363-3310 / ファクス 06-6363-3320